

JIS C 9912「電気・電子機器のプラスチック部品の識別及び表示」のFAQ

このFAQはJIS C 9912「電気・電子機器のプラスチック部品の識別及び表示」に関する質問等を記載しております。

【 適用範囲 】

Q1 .「JIS K」の規格でなく、何故「JIS C」の規格なのか？

本JISは適用範囲を「電気・電子機器のプラスチック部品」としているため、部門・分野「電子機器及び電気機械」の「JIS C」で発行されている。全業種に関わるプラスチック全般の規格「JIS K」ではない。（Kは部門・分野「化学」の記号）

Q2 .「1 適用範囲」で「ただし、事務機器及び情報・通信機器は除く。」と記載されているが、何故か？

本JISの適用範囲は、家電リサイクル法対象の4製品を含む電気・電子機器としている。ただし、コピー機やパーソナルコンピュータなどのように、すでに自社のクロードリサイクルにおいて表示方法を定めたり、あるいは現行の国際規格ISOを優先することを取り決めているような製品及び分野は対象から除外している。しかし、それらの分野の製品においても使用を妨げるものではなく、そのような製品の業界においても、できれば業界内で共通の運用をしていただければ有難い。

Q3 . 海外調達部品の扱いについて教えて欲しい。

本JISの対象は国内で販売される電気・電子機器に使用されるプラスチック部品である。従って、そのプラスチック部品が海外調達品であっても国内で販売される電気・電子機器に使用されるプラスチック部品であれば同様の扱いである。

【 識別及び表示 】

Q4 . JISとして制定されると、家電機器には、この規格による識別・表示の義務が生じるのか？

法律的な規制はなく、義務は生じない。しかし、表示する際のルールは、これに従っていただきたい。

Q5 . 識別・表示に使用する文字の大きさは指定(推奨)されているが、フォントについては自由か？

フォントは自由である。本表示は金型成形により表示されることが多いと思われる。成形の場合には大きさ及びその深さなどは判別の際に重要な要素となるが、フォントについては特に問題なしと判断し、特に規定していない。読みやすく、かつ容易に消えなければよい。

Q6 . なぜ、不等号記号の外側の表示にするのか？

不等号記号の中の表示はISO11469（JIS K 6999）の規格により定められている。本内容は「JIS C」の内容であるため、不等号記号の外側での表示としている。

Q 7 .「4.2 表示対象」 の表示が困難な場合の “ a) 表示することによって機能を損なう場合 ” の具体的な事例を教えて欲しい。

一例としては、照明器具のカバーなどで、記号が影として投影されることが予想される。ただし、そのような場合でも、工夫して影にならないような箇所につけていただきたい。

< プラスチック再生材料 >

Q 8 .プラスチック再生材料を含有しない場合は、“(REC) DR、CR の表示 ”は不要か？ 例えば、“CRO ”と表示する必要はないか？

不要である。プラスチック再生材料を含有しない場合は、従来通り表示しなくてよい。

Q 9 .家電リサイクル法対象製品以外の家電製品に対し、プラスチック再生材料の含有率表示をしたい場合に、CR を使用してはいけないか？

マテリアルリサイクルによって材料として利用でき、自らが資源循環利用をコントロールしているという状態のプラスチック再生材料のうち、電気・電子機器分野を管轄する組織・団体が関与するリサイクルプラントで、使用済み電気・電子機器から回収されるポストコンシューマ材料は、CR 表示。(JIS C 9911 参照)

< 難燃剤なし >

Q 1 0 .「5.1 識別方法」 に、「難燃剤の含有率が 0.1% (質量分率) 以下であっても、意図的に難燃剤を添加する場合は “ FRO ” と表示しない。」と記載されているが、現実に「含有率が 0.1% (質量分率) 以下の意図的添加」という実例はあるのか？

実例があるので、難燃剤の含有が質量分率で 0.1%以下の場合でも、難燃剤表示をした方がよい。

< プラスチック再生材料と難燃剤なしの両表示 >

Q 1 1 .再生材料の表示と難燃剤の表示を一緒に表示する場合、5.3 項の例 2 では、“ < ” の右側に再生材料を表示し、その右側に難燃剤を表示しているが、必ずその順番にしないでならないのか？ 先に難燃剤を表示し、その右側に再生材料を表示するのは NG か？

例 2 は、推奨例である。表示の順序を逆にした場合を NG と判断はしていないが、できる限り推奨例に従っていただきたい。

< その他 >

Q 1 2 .中国、東南アジア、韓国等に輸出するときのこの JIS の制約・影響について知りたい。

JIS は日本国内の規格であり、輸出品については本 JIS に基づいた表示を避けていただいた方がよい。輸出する国の事情も調査の上、対応していただきたい。

Q 1 3 .本 JIS を準拠することでどのようなメリットがあるのか？

本 JIS の表示により、リサイクルプラントなどでのプラスチック部品の分別が効率的に且つ正確に行われるようになり、プラスチックのより高度なりサイクルが実現でき、循環型社会の構築に寄与することになる。

Q14 . この JIS 規格に準拠することが、製品のコストアップにつながるか？

プラスチック部品の材質表示、難燃剤などの各種添加剤の表示は、ほとんどの場合、金型による成形加工の方法で、既の実施されている。金型を新規に製作する（あるいは金型を修正する）際に、本 JIS の内容に準拠した表示をしていただきたい。

Q15 . 「JIS C 9912 に準拠して表示しています。」と製品カタログやホームページで訴求しても良いか？

この JIS の内容に従って表示しているのであれば、表現しても特に問題はない。但し、表示する以上は、再生材料の使用が滞ることがないように注意が必要。

Q16 . この JIS に従って「再生材料の使用とその割合」「難燃剤なし」を表示した場合、その表示内容に基づき測定調査されることがあるのか？それとも自主宣言か？

測定調査されることを前提としていない。自主宣言である。リサイクルプラントにおける分別作業の効率アップ及びリサイクルプラントに対する正確な分別のための情報提供が主な目的である。

Q17 . 本 JIS に関連するガイドライン等はあるか？

例えば、家電製品協会 製品アセスメント専門委員会で発行した次のガイドラインがある。

「家電製品のプラスチック等部品の表示およびリサイクルマークのガイドライン 第3版 -」
(2013年3月)

参照 URL

<http://www.aeha.or.jp/project/environment/guideline.html>

Q18 . 今後この JIS の内容は国際規格になるのか、その予定は？

未定です。

Q19 . JIS C 9912 の詳細に対する問い合わせ先はどこか？

一般財団法人 家電製品協会の環境部（ 03-6741-5604 ）にお問合せください。

以上